

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	3
○平成24年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者（畜産振興課）	3

規 則

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第68号

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（飼養する犬及び猫の引取り申請）

第11条の2 法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを受けようとする犬又は猫の所有者は、別記第9号様式の2による飼養犬（飼養猫）引取り申請書に別記第9号様式の3による誓約書を添えて知事に提出しなければならない。

別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式の2（第11条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）

飼養犬（飼養猫）引取り申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、私が飼養している犬（猫）の引取りをしてくださるよう次のとおり誓約書を添えて申請します。

引取り申請の理由	<input type="checkbox"/> 計画外の繁殖 <input type="checkbox"/> 所有者の病気 <input type="checkbox"/> 所有者の転居 <input type="checkbox"/> 所有者から飼養を依頼されていた者の死亡 <input type="checkbox"/> 管理困難な攻撃的性格 <input type="checkbox"/> 治療困難な疾病 <input type="checkbox"/> 飼養費用の負担過重 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
引取り申請前の譲渡活動	<input type="checkbox"/> 親族への譲渡依頼 <input type="checkbox"/> 知人への譲渡依頼 <input type="checkbox"/> 動物愛護団体（名称： ）への相談 <input type="checkbox"/> 動物病院（名称： ）への相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
引取り申請回数	<input type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 今まで 回申請した		
家族等の同意の有無	有 ・ 無		
備考			
飼養猫	種類	生年月日	年 月 日
	毛色	性別	雄 ・ 雌
	名	体格	大 ・ 中 ・ 小
	不妊措置又は去勢の状況	既済 ・ 未済 ・ 不明	生後日数

(裏面)

飼養犬	種類		生年月日	年 月 日
	毛色		性別	雄 ・ 雌
	名		体格	大 ・ 中 ・ 小
	不妊措置又は去勢の状況	既済・未済・不明	生後日数	90日以下・91日以上
	登録年度	年度	登録番号	第 号
	予防注射年月日	年 月 日	注射済票番号	第 号
	マイクロチップの装着状況	既済 ・ 未済 ・ 不明		
	ワクチン接種の有無	有(時期及び種類: ) ・ 無		
	飼養を開始した理由	<input type="checkbox"/> 自らが飼養する犬から生まれた <input type="checkbox"/> 知人等からもらった <input type="checkbox"/> ペットショップ等で購入した <input type="checkbox"/> プリーダーから購入した <input type="checkbox"/> 迷い犬を保護した <input type="checkbox"/> 保健所等から譲渡された <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	飼養の場所	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
性格	<input type="checkbox"/> よく慣れている <input type="checkbox"/> 他人には懐かない <input type="checkbox"/> かみ癖がある <input type="checkbox"/> その他 ( )			
主食の内容	<input type="checkbox"/> ペットフード <input type="checkbox"/> 人間用食材 <input type="checkbox"/> 手作り食 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
散歩の頻度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に 回 <input type="checkbox"/> 月に 回 <input type="checkbox"/> 行っていない			
病歴	<input type="checkbox"/> 有(病名: ) <input type="checkbox"/> 治療中(病名及び現況: ) <input type="checkbox"/> 無			
※県記入欄 1 申請書持参者 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (氏名: ) 2 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

注 1 該当するものの□内にL印を付け、及び該当するものを○で囲んでください。  
2 複数匹について同時に申請する場合は、その旨及び生後日数別(90日以下又は91日以上)の合計匹数を「備考」欄に記入するとともに、記入欄が不足するときは、適宜欄を設けて記入するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

第9号様式の3 (第11条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

所有者 住所

氏名

Ⓜ

(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

誓約書

私は、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による飼養犬(飼養猫)の引取り申請に際して、当該飼養犬(飼養猫)の所有権を放棄し、以後の譲渡又は殺処分に関して異議申立てをしません。

また、今回は、やむを得ず引取り申請をするものであり、今後、犬(猫)を飼養する場合は、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 最後まで責任を持ち、終生飼養に努めること。
- 2 やむを得ず飼養することができなくなるときは、その動物が寿命を全うすることができるようにするため、自らの責任において新たな飼養者を探すよう努めること。
- 3 みだりに繁殖することを防止するため、不妊措置又は去勢を実施する等、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を行うよう努めること。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第600号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成24年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区  
小型かつお漁業及び大型定置漁業
- 2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区  
総トン数10トン未満の漁船により行うしいら漬け漁業

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年9月13日から2月間高知県文化生  
活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年9月13日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年9月 13日	特定非 営利活 動法人 ワーク スмира い高知	竹村 利 道	高知市 梅ノ辻 9番9 号	この法人は、障害者を 雇用しようとする、ま たは雇用している企業 に対して、障害者雇用 のための支援事業を行 うほか、社会環境作り のための政策提言や必 要に応じた協働事業、

更には就労を希望する  
障害者および支援する  
関係者の人材育成にも  
取り組むことにより、  
企業の社会貢献と障害  
者の社会的自立を一層  
進展させ、もって公益  
の増進に寄与するこ  
を目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成24年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成24年9月4日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

平成24年9月25日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

- 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
- 15 16 17 18 19